（内閣府政策統括官付参事官）
内閣府事務官　鵜田　晋幸
財務事務官に任命する
東京税関総務部長を命ずる
（大臣官房付）財務事務官　井川　裕昌
名古屋税関長を命ずる
（関税中央分析所長）財務技官　今野　孝一
財務事務官に任命する
門司税関長を命ずる
（大臣官房参事官兼理財局次長）
財務事務官　西田　安範
内閣官房に出向させる
理財局次長兼務を免ずる
（関税局管理課長）同　渡邊　輝
人事院事務総局に出向させる
（大臣官房企画官）同　木村　秀美
内閣府に出向させる
（大阪国税局長）同　富屋誠一郎
大臣官房付を命ずる
内閣府に出向させる
（宮内庁長官官房主計課長）内
閣府事務官　辻　庄市
財務事務官に任命する
大臣官房付を命ずる
内閣府に出向させる
（北陸財務局長）財務事務官　篠原　寛
警察庁に出向させる
（主計局主計官）同　諏訪園健司
（理財局国債企画課長）同　齋藤　通雄
（国際局総務課長）同　岡村　健司
（国際局地域協力課長）同　中村　修
（関東財務局金融商品取引所監
理官）同　池田　唯一
金融庁に出向させる（各通）
（大臣官房文書課企画調整室長
兼大臣官房文書課業務企画室
長）同　石田　清
金融庁に出向させる
大臣官房文書課業務企画室長兼務を免ずる
（主計局主計官）同　吉井　浩
復興庁に出向させる
（東北財務局長）同　北村　信
大臣官房付を命ずる
復興庁に出向させる
（大臣官房総合政策課課長補佐）
同　岩佐　理
大臣官房企画官を命ずる
外務省に出向させる
（理財局管理課長）同　渡辺　健雄
独立行政法人造幣局に出向させる
（大臣官房文書課広報室長）同　吉野維一郎
（理財局次長）同　冨永　哲夫
（理財局国有財産調整課長）同　水野　敦
国税庁に出向させる（各通）
（内閣官房内閣審議官）内閣事
務官　迫田　英典
（復興庁統括官付審議官）復興
事務官　佐川　宣寿
（防衛省経理装備局会計課長）
防衛書記官　並木　稔
財務事務官に任命する
大臣官房付を命ずる
国税庁に出向させる（各通）
財務事務次官　真砂　靖
（大臣官房信用機構課長）財務
事務官　栗原　一福
（国際局開発機関課長）同　清水　茂夫
願により本官を免ずる（各通）
（東京税関長兼東京税関総務部
長事務取扱）同　塚越　保祐
願により本官を免ずる
東京税関総務部長事務取扱兼務を免ずる
（東海財務局長）同　乙部　辰良
（四国財務局長）同　吉川　正一
（九州財務局長）同　池田　潤
（福岡財務支局長）同　御園生　功
（東京国税局査察部長）同　平井　康夫
大臣官房付を命ずる
願により本官を免ずる（各通）（以上六月二十八日）
日本銀行参与に任命する　稲野　和利
願に依り日本銀行参与を免ずる（以上七月一日）　前　哲夫

## 皇室事項

**行幸啓**

天皇皇后両陛下は、七月三日午後四時五十六分御出門、「御所の花」展を御覧のため、彌生画廊（千代田区）へ行幸啓、同五時四十四分還幸啓になった。

# 官庁報告

## 国家試験

**平成二十五年海事代理士試験の施行**

平成二十五年海事代理士試験の施行について、海事代理士法施行規則（昭和二十六年運輸省令第四十二号）第十条の規定により、次のとおり公示する。

平成二十五年七月八日

国土交通大臣　太田　昭宏

一、試験地及び試験場所

イ　筆記試験

札幌市　北海道運輸局
仙台市　東北運輸局
横浜市　関東運輸局
新潟市　北陸信越運輸局
名古屋市　中部運輸局
大阪市　近畿運輸局
神戸市　神戸運輸監理部
広島市　中国運輸局
高松市　四国運輸局
福岡市　九州運輸局
那覇市　内閣府沖縄総合事務局

ロ　口述試験

東京都　国土交通省

二、日時

イ　筆記試験

平成二十五年九月二十七日　午前九時から午後五時まで

ロ　口述試験

平成二十五年十一月二十五日　午前十時から午後五時まで

（状況により、一部受験者については、十一月二十五日の午後五時以降又は十一月二十六日に行うこととする。）

三、受験手続

イ　受験願書（筆記試験免除申請書）の請求

受験願書及び筆記試験免除申請書（本年の筆記試験免除を受けようとする者に限る。）は、受験者の居住地を管轄する地方運輸局又は運輸監理部（居住地が沖縄県にある場合は内閣府沖縄総合事務局）において交付するので、請求すること。なお、郵便で請求する場合には、返信用の郵便切手百四十円を同封すること。

ロ　受験願書の出願

受験希望地を管轄する地方運輸局長又は神戸運輸監理部長（受験希望地が那覇市である場合は内閣府沖縄総合事務局長）に提出すること。なお、平成二十四年の筆記試験合格者であって、本年の筆記試験について免除を受けようとする場合は、国土交通大臣に提出すること。

なお、郵送で提出する場合には、書留郵便とし、返信用の郵便切手八十円を同封すること。

ハ　受験願書の出願期間

平成二十五年八月五日から平成二十五年八月三十日まで（郵送の場合は八月三十日消印有効）

ニ　受験手数料

受験願書に六千八百円の収入印紙を貼付すること（消印はしない）。

ホ　筆記試験の免除

平成二十四年の筆記試験に合格し、口述試験に不合格となった者が本年受験する場合には、受験願書に筆記試験免除申請書を添えて提出することにより、本年の筆記試験は免除され、直接口述試験を受験することができます。

ヘ　受験願書（筆記試験免除申請書）の請求及び出願先

北海道運輸局海事振興部旅客・船舶産業課　札幌市中央区大通西十丁目札幌第二合同庁舎（郵便番号〇六〇―〇〇四二）電話〇一一―二九〇―一〇一一
東北運輸局海事振興部海事産業課　仙台市宮城野区鉄砲町一番地仙台第四合同庁舎（郵便番号九八三―八五三七）電話〇二二―七九一―七五一二
関東運輸局海事振興部旅客課　横浜市中区北仲通五丁目五七番地横浜第二合同庁舎（郵便番号二三一―八四三三）電話〇四五―二一一―七二一四
北陸信越運輸局海事部海事産業課　新潟市中央区美咲町一丁目二番一号新潟美咲合同庁舎二号館（郵便番号九五〇―八五三七）電話〇二五―二八五―九一五六